

# 「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」

## の包括的保存管理計画

### 目次

第1章 目的と経緯	2
1 目的	
2 計画策定の経緯	
第2章 資産構成の概要	5
1 構成資産の一覧	
2 資産及び緩衝地帯の範囲	
3 各構成資産の概要	
第3章 保存と管理	9
1 保存管理の基本方針	9
(1) 構成要素の明確化	
(2) 保存管理方法の明示	
(3) 周辺環境を含めた一体的な保全	
(4) 整備活用に関する施策の推進	
(5) 保存管理体制の整備	
2 構成要素の明確化	11
3 保存管理の方法	13
(1) 本質的価値を構成する諸要素	
(2) 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	
(3) 周辺環境を構成する諸要素	
(4) 構成資産ごとの保存管理	
4 周辺環境を含めた一体的な保全	21
(1) 緩衝地帯及び景観調整区域の設定	
(2) 自然景観の保全と景観阻害要素の改善	
(3) 埋蔵文化財の調査と保全	
(4) 都市計画との調整	
5 整備活用に関する施策	24
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
6 保存管理体制の整備	27
(1) 関係各市町の体制整備	
(2) 岩手県及び文化庁による支援体制の整備	
(3) 関係各市町・岩手県・文化庁における役割分担及び連携強化	
(4) 関係各市町・岩手県における保存管理推進母体の整備	
(5) 意識啓発のための企画の推進	

# 第1章 目的と経緯

## 1 目的

「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」(以下、「資産」という。)は、11世紀末期～12世紀の約100年間、奥州藤原氏四代(清衡・基衡・秀衡・泰衡)によって、自然地形に順応しつつ、寺院を要所に配して発展的に形成された政治・行政上の拠点とその周辺の地域から成り、浄土思想を基調とする良好な文化的景観を形成している。その中でも、浄土曼荼羅に描かれた浄土の世界を具現化した建築物や一群の浄土庭園は、仏教伝播の東の終着点である東アジア東端の地において完成した仏教文化の顕著な事例である。

資産は、政治・行政上の拠点とその周辺地域の諸要素から成る。拠点を構成する諸要素には、寺院及び寺院跡、庭園及び庭園跡、鎮守社及び鎮守社跡、信仰の山、政庁跡などがあり、その周辺地域を構成する諸要素には、中尊寺の経済基盤を成した荘園遺跡及び農村の文化的景観、拠点と周辺地域とを結ぶ交通の結節点、12世紀の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉が形成される以前の境界域に造営された寺院及び寺院跡などがある。

これらの9つの各構成資産については、文化財保護法(1950年制定)に基づき、それぞれ国宝、重要文化財、特別史跡、特別名勝、史跡、名勝に指定され又は重要文化的景観に選定され、それらの性質に応じて適正かつ厳格な保存措置が講じられている。また、資産の周辺に展開する緩衝地帯については、関係各市町が定める条例により適切な保全措置が講じられているほか、森林法・都市計画法・河川法など文化財保護法以外の土地利用を規制する法律により秩序ある整備や保全が図られている。

これらの各構成資産は、それ自体が歴史上、芸術上又は観賞上の高い価値を持つものであるが、「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」という一体の資産として捉えた場合、前述した共通する条件の下に相互に関わり合いながら形成され、存続しているものである。とりわけ、資産は浄土思想という精神的支柱を基調として形成された文化的景観であることから、個々の構成資産のみならず、緩衝地帯を含め、総体として捉える視点が不可欠である。したがって、資産を総合的かつ確実に保存し、次世代へと継承していくためには、個別の構成資産について保存管理計画を具体的に示すとともに、資産の周辺地域を成す緩衝地帯を含め、各構成資産間の有機的関係をも十分踏まえた包括的な保存管理計画を策定することが必要である。そのため、岩手県教育委員会は、関係各市町の合意を踏まえ、文化庁の指導・助言の下に、本計画を策定することとした。

## 2 計画策定の経緯

包括的保存管理計画の策定に当たっては、学術研究者等により構成される「平泉遺跡群調査整備指導委員会」の「保存管理計画検討部会」(以下、「検討部会」という。)において、資産の全体的な保護・整備の方針等について審議を行った。

また、各構成資産である史跡・名勝(以下、「史跡等」という。)の管理団体に指定された関係各市町が、史跡等の土地等の所有者(宗教法人を含む。)との調整の下に、各史跡等の保存管理計画を作成するに当たっては、上記の検討部会における審議の成果を確実に反映させることとした。

一関本寺の農村景観を重要文化的景観に選定するのに先立ち、一関市が土地等の所有者との調整の下に文化的景観保存計画を策定するに当たっては、当該文化的景観がその形成過程において史跡骨寺村莊園遺跡とも緊密な関係を持っていたことから、同一の学術委員会の下に史跡の保存管理計画の策定と並行して文化的景観保存計画の策定を進め、併せて包括的保存管理計画の策定に係る検討部会の審議の成果を反映させることとした。

各史跡等の保存管理計画の策定及び一関本寺の農村景観に関する文化的景観保存計画の策定に当たって設置された学術委員会については、以下に示すとおりである。

- ・平泉遺跡群調査整備指導委員会  
(中尊寺、毛越寺、柳之御所・平泉遺跡群(柳之御所遺跡)、無量光院跡、金鷄山、達谷窟)
- ・長者ヶ原廃寺跡保存管理計画策定委員会  
(柳之御所・平泉遺跡群(長者ヶ原廃寺跡))
- ・白鳥館遺跡保存管理計画策定委員会  
(柳之御所・平泉遺跡群(白鳥館遺跡))
- ・骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会  
(骨寺村莊園遺跡、一関本寺の農村景観)

また、構成資産の中には国宝及び重要文化財に指定された歴史的な建築物及び工作物が含まれることから、これらに関して保存管理・環境保全・防災・活用など保存と活用の全般にわたる方針について定めることも必要とされた。そこで、当該構成資産の所有者及び当該構成資産が所在する地方公共団体の教育委員会が主体となり、所有者である宗教法人とも十分調整しつつ、学術研究者、文化庁等の指導・助言の下に「重要文化財に関する保存管理計画」を策定し、歴史的な建築物及び工作物の側面から構成資産の状況の把握と保護に努めることとした。

以上のように、資産全体に関する包括的保存管理計画は、構成資産の特性を踏まえてそれぞれ策定された「史跡・名勝に関する保存管理計画」、「重要文化財に関する保存管理計画」、「重要文化的景観に関する保存管理計画」を基本とし、構成資産の性質と相互の関係にも十分注目しつつ資産の全体を包括的に捉え、周辺環境の保全等の方針をも含めて策定するものである。なお、「史跡・名勝に関する保存管理計画」、「重要文化財に関する保存管理計画」、「重要文化的景観に関する保存管理計画」については、それぞれ本計画に付属の分冊 - 1 ~ 3 として添付

しているので参照されたい。

保存管理計画の構造と体系については、以下に示すとおりである。

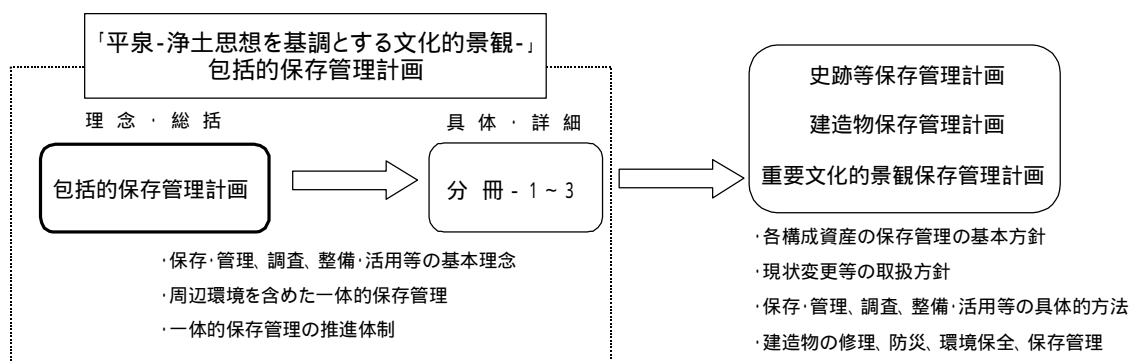


図 - 1 保存管理計画の構造（太枠が本計画部分）

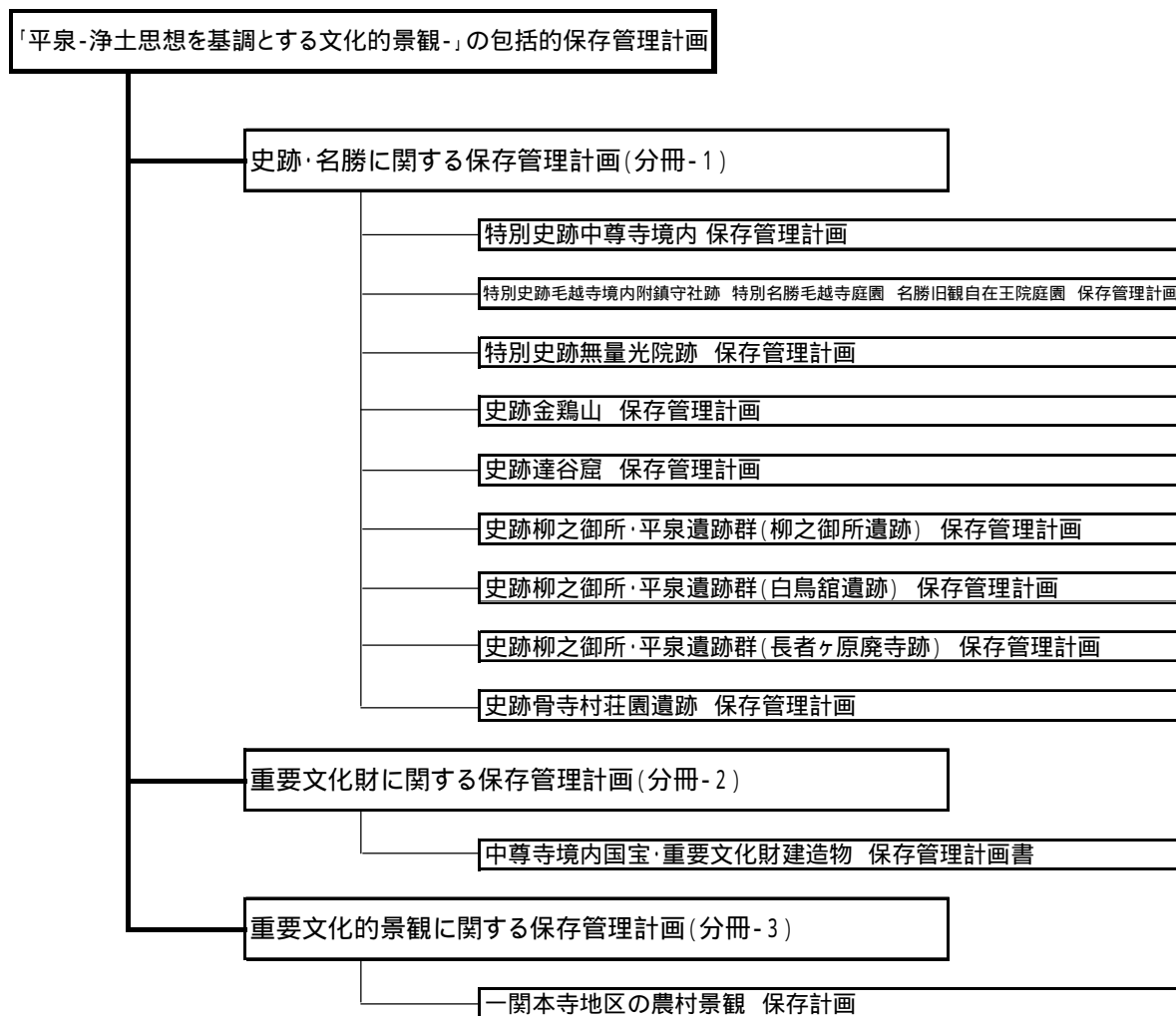


図 - 2 保存管理計画の体系（太枠が本冊）

## 第2章 資産構成の概要

### 1 構成資産の一覧

資産に含まれる9つの構成資産は、(1)中尊寺・(2)毛越寺など現在においても活発な宗教活動が継続されている寺院をはじめ、往時の政治・行政上の拠点施設の遺跡である(3)無量光院跡や(5)柳之御所遺跡、拠点形成の計画において中核を成した(4)金鶏山、周辺の境界において空間上の結節を成した(6)達谷窟、要害の地であった(7)白鳥館遺跡、拠点形成に先立つ時代の境界域に造営された寺院の跡である(8)長者ヶ原廃寺跡、中尊寺の経済的基盤を成した(9)骨寺村荘園遺跡とそれらが現在の村落及び農耕地として継承された農村景観などから成る。

これらの構成資産の保護状況と面積、緩衝地帯の面積、所在地については、以下の表に示すとおりである。

表 - 1 構成資産の一覧

	構成資産	指定・選定種別	資産面積(ha)	緩衝地帯面積(ha)	所在地
1	中尊寺	特別史跡 国宝 重要文化財	137.4	7,802.0	岩手県西磐井郡平泉町
2	毛越寺	特別史跡 特別名勝 名勝	29.4		
3	無量光院跡	特別史跡	3.9		
4	金鶏山	史跡	7.5		
5	柳之御所遺跡	史跡	10.5		
6	達谷窟	史跡	5.1		
7	白鳥館遺跡	史跡	3.6		
8	長者ヶ原廃寺跡	史跡	3.8		
9	骨寺村荘園遺跡 と農村景観	史跡 重要文化的景観	349.9	411.1	岩手県一関市
合計			551.1	8,213.1	

## 2 資産及び緩衝地帯の範囲

9つの構成資産の位置及びその周辺地域である緩衝地帯の範囲については、図-3に示すとおりである。

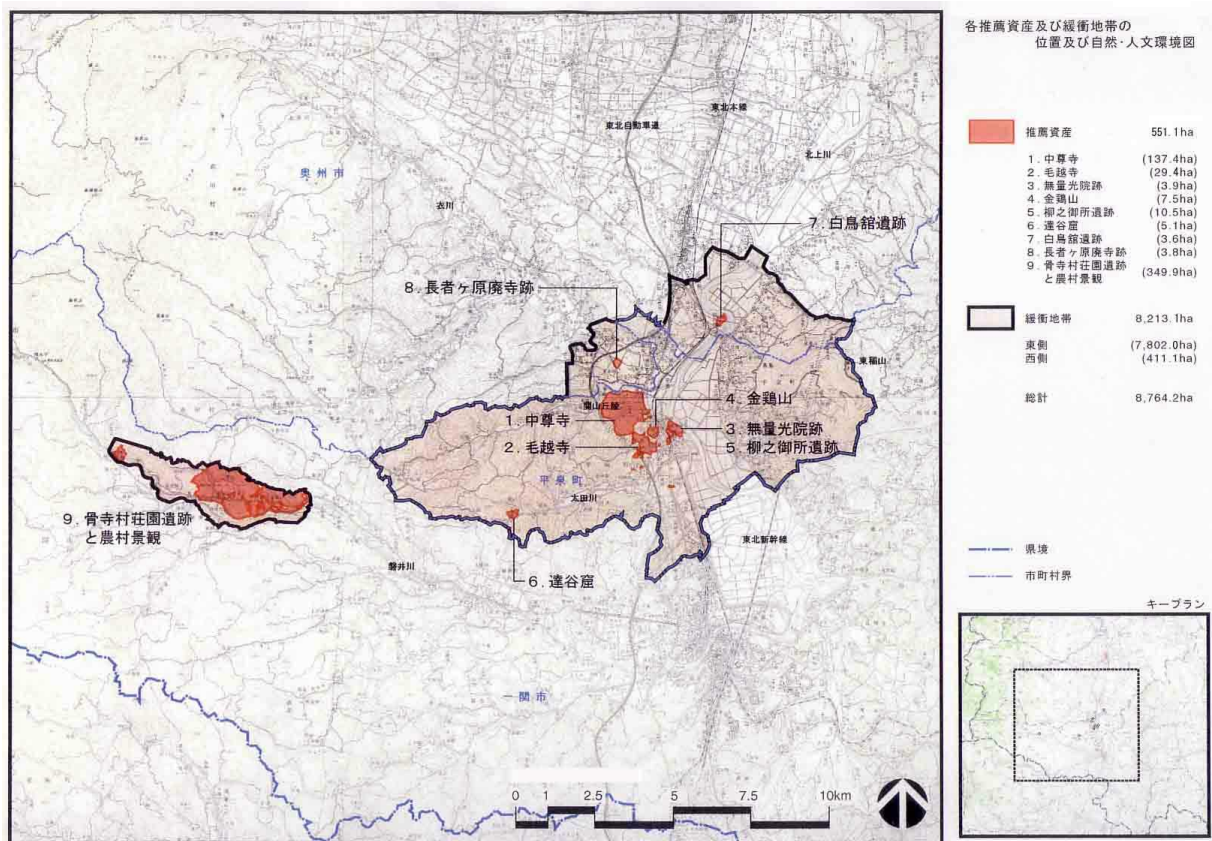


図 - 3 「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」の範囲

### 3 各構成資産の概要

9つの構成資産の概要については、以下に記すとおりである。

#### (1) 中尊寺

初代藤原清衡が12世紀の初めから四半世紀をかけて造営した寺院である。境内には、国宝に指定されている建造物1件と重要文化財に指定されている建造物5件がある。そのうち、特に中尊寺金色堂は蒔絵・螺鈿など日本の漆芸・金工の粋を極めた12世紀の阿弥陀堂建築の傑作で、現在もなお奥州藤原氏三代（清衡・基衡・秀衡）の遺体と四代（泰衡）の首級がミイラとなって納められている。

#### (2) 毛越寺

二代基衡が12世紀中頃に造営した寺院である。境内には、浄土庭園として優秀な作品である毛越寺庭園や旧観自在王院庭園が含まれる。また、政治・行政上の拠点としての平泉の範囲を示す東・西・南・北の位置には、周辺との境界を成す鎮守社とその跡が存在する。

#### (3) 無量光院跡

三代秀衡が、12世紀後半に建立した寺院である。宇治の平等院を模して造られたとされているが、金鶏山を背後に擁し、西方極楽浄土の世界を表わした空間造形は、浄土庭園の最高の発展形態を示すものである。

#### (4) 金鶏山

標高98.6mの独立丘陵で、その頂上には経塚が設けられた。浄土思想に基づいて完成された政治・行政上の拠点である平泉の空間設計上の基準となった信仰の山であり、無量光院の浄土庭園においては、西方極楽浄土を象徴する山として特別の意味を持った。

#### (5) 柳之御所遺跡

奥州藤原氏の政庁である「平泉館」に比定され、政治・行政の中心的な施設であったことを示す地下遺構や豊富な遺物が良好に残されている。「平泉館」は中尊寺金色堂とともに、奥州藤原氏の祖先崇拜に関連する精神的な紐帯を成した施設であった。

#### (6) 達谷窟

平泉の西方境界域に当たり、12世紀の日本の北方領域における南北幹線道であった奥大道の沿道に位置し、陸上交通の要衝に造られた重要な寺院である。境内には磨崖仏が存在するほか、毘沙門堂の前面には園池が設けられ、浄土庭園としての空間を構成していた。

#### (7) 白鳥館遺跡

北上川交通の要衝に当たり、平泉の北方の境界を成す要害の地に位置する。奥州藤原氏に先

行して日本の北方領域に勢力を誇った安倍氏に関わる伝承を持ち、地形・地割に中世城館の特徴を良く残している。

( 8 ) 長者ヶ原廃寺跡

12 世紀の日本の北方領域において、政治・行政上の拠点が平泉に形成される歴史的な背景を示す寺院跡と見なされている。

( 9 ) 骨寺村荘園遺跡と農村景観

かつて骨寺村と称された本寺地区には中尊寺経蔵領の荘園が営まれ、14 世紀の絵図に描かれた農村の基本的な土地利用と居住の形態を彷彿とさせる農村の良好な文化的景観が現在に継承されてきた。

## 第3章 保存と管理

9つの構成資産は、平泉の「政治・行政上の拠点を成す構成資産」と「拠点の周辺を成す構成資産」に大別され、それらは南北約10km、東西約25kmの広範囲に展開している。

構成資産を一連のものとして適切に保存管理するためには、保存管理の方向性について統一を図るとともに、個別の保存管理計画では対応しきれない点を補完する必要がある。特に、資産は浄土思想を基調として形成された文化的景観であり、浄土思想を通じて成立した個々の構成資産間の有機的な関係に注目しつつ、緩衝地帯を含め浄土空間を総体として彷彿とさせる文化的景観の観点から保存管理することが不可欠である。そのため、資産の全体を包括する保存管理の方針を明示し、共通する保存管理の方法を述べることとする。

なお、個別の構成資産に関する保存管理計画（分冊 - 1、2、3）については、包括的な保存管理計画に基づき、関係各市町が各構成資産の規模・性質・立地条件などを十分踏まえて策定した。

### 1 保存管理の基本方針

個別の構成資産の保存管理計画は、それらが持つ本質的価値を厳正に保存することを第一義とし、適切に整備することにより、来訪者への情報提供に努めることについても配慮しつつ成立するものである。また、資産の全体について浄土思想を基調とする文化的景観として適切に保存管理するためには、構成資産を取り巻く周辺環境の保全についても十分視野に入れ、構成資産と一体となった保全対策を講じる必要がある。さらに、構成資産の区域内において、現在もなお地域住民が生活及び生業を継続的に行っている点についても十分に配慮し、保存管理の方法を定める視点が重要である。

以上のような点を踏まえ、包括的な保存管理の方針を次のような5つの項目として掲げることとする。

#### （1）構成要素の明確化

保存管理の方法を定める前提として、資産を構成する諸要素を明確に把握することが必要である。その際には、「本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」のほか、「周辺環境を構成する諸要素」についても併せて把握し、体系的に整理することによりそれらの明確化を図ることとする。

#### （2）保存管理方法の明示

個別の構成資産に含まれる諸要素の規模・性質・立地条件等に応じて、適切な保存管理の方法を明示する。

資産は、政治・行政上の拠点である平泉が成立した歴史的背景とかつて持っていた主な諸機能を示す一連の構成資産から成る。個別の構成資産の中であって、本質的価値を構成する諸要

素は、これらの成立に係る歴史的背景や諸機能を具体的に示すものであり、地上に表出している地形、建築物及び工作物、植生等の観点のみならず、地下に埋蔵されている遺構及び遺物の観点にも十分に配慮しつつ、包括的な保存管理の方法を定めることとする。

なお、個別の構成資産について保存管理計画を策定するに当たっては、包括的な保存管理の方法を基本とし、現状の土地利用の在り方や所有者等の意見も踏まえつつ、具体的な保存管理の方針と方法を定め、予想される各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に対する取扱基準を定めることとする。

### （３）周辺環境を含めた一体的な保全

構成資産の周辺には、西行の和歌や松尾芭蕉の俳句にも詠まれているように、後世の文化・芸術活動に広く影響を与えた束稲山、交通・軍事などの諸機能を併せ持つ北上川、天然の要害であり源義経最後の地として伝説が残る高館など、構成資産と密接に関連する多くの自然的要素及び人文的要素が存在する。したがって、これらの諸要素を含め、構成資産と一体となった周辺環境の保全の方策を講ずるために、適切な範囲の緩衝地帯を定めることとする。

### （４）整備活用に関する施策の推進

資産全体の保存管理を確実にを行うためには、適切な整備活用の方針を定め、それらを着実に実現していくことが必要である。現在も信仰の対象となっている社寺や鑑賞の対象となっている庭園及び地下に埋蔵されている遺跡など、多様な歴史的・文化的諸要素により構成された資産の本質的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるように、適切な整備活用の施策を推進することとする。

### （５）保存管理体制の整備

確実な保存管理を推進するために、個別の構成資産を管理する地方公共団体（平泉町・一関市・奥州市）と所有者（住民及び宗教法人）を中心として組織体制を整備する。その際には、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう配慮するとともに、岩手県及び文化庁、関連諸機関との連携を強化する必要があることから、資産の運営に関する方法・体制の整備を図るものとする。

## 2．構成要素の明確化

資産とその緩衝地帯を構成する諸要素は、「構成資産の諸要素」とその「周辺環境を構成する諸要素」に大別できる。さらに「構成資産の諸要素」は、「本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に区分できる。

構成資産と周辺環境を一体的に保存・活用していくためには、まず、これらの諸要素を正確に把握することが不可欠である。各構成資産の本質的価値を表す枢要の諸要素については、それらを確実に保存するとともに、それらの潜在的価値を顕在化させることが必要である。また、各構成資産に含まれるそれ以外の諸要素については、本質的価値を表す諸要素に与える影響を十分考慮し、整理することが必要である。

したがって、本保存管理計画においては、資産に含まれる要素を「本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」、「周辺環境を構成する諸要素」の3つに分類し、個々の諸要素の規模・形態・性質等に基づき、構成要素及び構成資産の両面から系統的な整理を行うこととする。

以上のような分類・整理方針に基づき抽出された諸要素の体系については、次ページの表に示すとおりである。

表 - 2 「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」における包括的な構成要素の体系

資 産	本質的価値を構成する諸要素	祭祀信仰に関する遺跡(中尊寺、毛越寺、無量光院跡、金鶏山、達谷窟) 1 自然地形(丘陵・河川) 2 社寺を構成する歴史的な建築物 3 社寺を構成する人為的地形及び工作物(園池・経塚・磨崖仏・灯籠・鳥居等の宗教関連施設、地上に表出した礎石及び基壇の高まり・地割・参道・石垣・土塁等の造成地形) 4 社叢林・境内林・参道の並木 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等
		庭園(毛越寺庭園、旧観自在王院庭園) 1 自然地形(丘陵) 2 歴史的な建築物 3 庭園を構成する人為的地形及び工作物(洲浜・遣水・中島・立石・法面等の造成地形、地上に表出した礎石及び基壇跡) 4 森林、植栽樹木 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等
		政治に関する遺跡(柳之御所遺跡、長者ヶ原廃寺跡、白鳥館遺跡、金鶏山) 1 自然地形(丘陵・低湿地) 2 空間を構成する人為的地形及び工作物(地上に表出した礎石及び基壇の高まり・地割・築地跡・土塁跡・法面等の造成地形) 3 地下に埋蔵されている遺構・遺物等
		経済・生産活動に関連する遺跡(骨寺村荘園遺跡) 1 自然地形(丘陵) 2 信仰関連建築部・工作物(窟・社寺・祠・塚など) 3 山城跡(主郭・空堀跡等の造成地形) 4 森林、植栽樹木 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等
		文化的景観(農耕・森林利用・居住に関する複合景観)(一関本寺の農村景観) 1 農耕地(河川・用水路網・水田・畑地・農道・信仰に関わる施設・樹林) 2 居住地(屋敷地及びや敷地跡・屋敷地内の要素(伝統的な農家建築・イグネ・在来樹種による生垣)・畑地等・道路・石造物) 3 丘陵地(樹林・水系・人為的な造成地形・信仰に関わる施設及び山) 4 河川(河川及び樹林) 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等
		自然地形 森林、植栽樹木及び樹林 重要文化的景観以外の構成資産に含まれる農地とその関連施設 構成資産の保存管理又は公開活用を目的とした建築物及び工作物 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物 道路とその関連施設 その他の人工物
緩 衝 地 帯	周辺環境を構成する諸要素	自然的要素 1 自然地形(丘陵・河川) 2 森林(人工林・天然林) 歴史的要素 1 埋蔵文化財 2 社寺の境内地・伝承地・名所等 人文的要素 1 農耕地 2 集落又は市街地を構成する建築物及び工作物等 3 道路・線路とその関連施設 4 その他の人工物

### 3 保存管理の方法

本節においては、前節において分類した3つの要素毎に、包括的な保存管理の方法を提示する。包括的な保存管理の方法に基づき定める各史跡等、国宝及び重要文化財、重要文化的景観の具体的な保存管理の方法と現状変更等に対する取扱基準については、別冊として本計画に添付したそれぞれの保存管理計画(分冊 - 1・分冊 - 2・分冊 - 3)において示すとおりである。

#### (1) 本質的価値を構成する諸要素

構成資産の本質的価値を構成する諸要素については、地上に表出している地形、歴史的な建築物及び工作物のみならず、地下に埋蔵されている遺構・遺物に関しても、厳密な保存を図ることを原則とする。また、それらがき損又は衰亡している場合には、適切に復旧(修理)を行うこととする。

復旧(修理)のみならず、整備を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とするとともに、宗教関連施設や重要文化的景観の構成要素等については、現在もなお使われ機能していることに十分配慮した技術的手法を採用することとする。

#### 祭祀信仰に関する遺跡

構成資産である社寺の中には、当時の建築物がそのまま残り、宗教活動が活発に行われているものをはじめ、遺跡として地形・地割等に往時の姿をとどめるものがあり、それぞれが一体となって12世紀当時からの信仰の様相をよく伝えている。これらは資産の本質的価値を成す重要な要素であり、以下のとおり自然地形( -1 )、社寺を構成する歴史的な建築物( -2 )、境内を構成する工作物、社叢林・境内林・参道の並木( -3 )、地下に埋蔵されている遺構・遺物等( -4 )から成る。

##### 1 自然地形(丘陵・河川)

- ・社寺境内と一体となった丘陵・河川の自然地形、及び経塚が築かれた優美な山容を保つ山などの自然地形については、厳密な保存に努めるものとする。自然の営力による地形の小規模な改変については許容するが、自然災害による地形の崩落、落石、土砂流失などが発生した場合には、遺跡の持つ本質的価値の保存とともに、安全管理上の観点にも配慮しつつ、適切に復旧等の措置を講ずるものとする。

##### 2 社寺を構成する歴史的な建築物

- ・木造又は石造の歴史的な建築物については、宗教行為又は社寺とともに継承されてきた伝統的な芸能・祭礼行事等との適切な調整を図りつつ、厳密な保存に努めることとする。き損又は衰亡している場合には、学術的調査の成果を踏まえて復旧(修理)を行う。
- ・特に中尊寺境内に所在し、国宝又は重要文化財に指定されている建築物については、文化庁が定める重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針に従って、保存管理・環境保全・防災・活用に係る各計画及び保護に係る諸手続きを定め、厳密な保存に当たることとする。

### 3 境内を構成する工作物

- ・園池・経塚・磨崖仏・灯籠・鳥居等の宗教関連施設、寺院造営に当たって人為的に形成され、地上に表出している礎石及び基壇跡・地割・参道・石垣・土塁等の工作物については、現在も行われる宗教行為との適切な調整を行いつつ、厳密な保存に努める。崩落・落石等の危険性のある工作物や風化・破損の進行している工作物については、崩落防止などの安全管理と復旧（修理）の措置を検討する必要がある。

### 4 社叢林・境内林・参道の並木

- ・社叢林をはじめ、古木など境内に生育する樹木及び参道の並木については、踏圧による土壌硬化等、生育環境の悪化を避けるよう配慮するとともに、樹勢の変化を的確に把握する。衰退が見られる場合には、樹勢回復のための措置を行うとともに、必要に応じて保護増殖等の措置を取るなど適切な育成管理を行う。

### 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等

- ・地下に埋蔵されている遺構・遺物等については、厳密な保存を図る。ただし、整備活用や学術的調査を目的として発掘調査を実施する場合には、あらかじめ調査計画を立案した上で、遺構の保存を前提とした発掘調査にとどめることを基本とする。

## 庭園

12世紀末に造営された浄土伽藍の庭園は、全体の構造・地割・景観構成に加え、細部の意匠等についても良好に保存されており、歴史上の価値のみならず、芸術上又は観賞上の価値が高い。これらは資産の本質的価値を構成する重要な要素であり、次のように、自然地形（ -1 ） 歴史的な建築物（ -2 ） 庭園の地形を構成する工作物（ -3 ） 森林、植栽樹木（ -4 ） 地下に埋蔵されている遺構・遺物等（ -5 ） から成る。

### 1 自然地形（丘陵）

- ・庭園の背後の山容については、現状地形の厳密な保存を図る。自然の営力による地形の小規模な改変については許容するが、自然災害による地形の崩落・落石・土砂流失などが発生した場合には、庭園の持つ本質的価値の保存とともに、安全管理上の観点にも配慮しつつ、速やかに復旧等の措置を講ずるものとする。

### 2 歴史的な建築物

- ・庭園に付随する木造又は石造の歴史的な建築物については、宗教行為との調整を適切に図りつつ、厳密な保存に努めることとする。き損又は衰亡している場合には、学術的調査の成果を踏まえて復旧（修理）を行う。

### 3 庭園の地形を構成する工作物

- ・庭園の地形と一体となって存在する洲浜・遣水・中島・立石と、地上に表出して遺存する往時の建築物の礎石及び基壇跡については、厳密な保存に努めることとする。
- ・立石及び洲浜として敷かれた石については現位置における保存を行い、園池・遣水・中島などについては現状地形の維持に努める。日常の清掃及び除草管理を適切に行うとともに、き損又は衰亡に対応するため定期的に補修を行い、歴史上、芸術上又は観賞上の価値を保持することとする。

#### 4 森林、植栽樹木

- ・庭園の背後に位置する丘陵部の森林については、アカマツ林・スギ林・雑木林等の各々の性質を踏まえ、適切な維持管理に努める。
- ・庭園樹木の剪定・枝払いなどの維持管理を適切に行い、芸術上又は観賞上の価値を保つこととする。特に、マツに対するマツクイ虫の防除措置などを確実にし、枯損しないように努める。枯死したものについては、庭園としての景観と地下遺構に十分配慮しつつ、速やかに徐伐するなど適切に対応することを原則とする。

#### 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等

- ・地下に埋蔵されている遺構・遺物等については、厳密な保存を図る。ただし、整備活用や学術的調査を目的として発掘調査を実施する場合には、あらかじめ調査計画を立案した上で、遺構の保存を前提とした発掘調査にとどめることとする。

### 政治に関する遺跡

奥州藤原氏により、日本の北方領域において成立した政治・行政上の拠点である平泉には、拠点形成において計画の基準となった山をはじめ、政庁跡や拠点成立に関連した在地勢力の存在を示す遺跡などが良好に保存され、古代貴族政権から中世武家政権へと移行する時代の様相を総体として良好に伝えている。これらは資産の重要な構成要素であり、自然地形（ -1 ）地形を構成する工作物（ -2 ）地下に埋蔵されている遺構・遺物等（ -3 ）から成る。

#### 1 自然地形

- ・丘陵地形の現状維持に努めるものとする。自然の営力による地形の小規模な改変については許容するが、自然災害による地形の崩落・落石・土砂流失などが発生した場合には、遺跡の保存上の観点と安全管理上の観点の両面から、速やかに復旧等の措置を講ずるものとする。なお、崩落・落石・土砂流出などの危険が予測される箇所については、災害防止措置を検討するものとする。

#### 2 地形を構成する工作物

- ・地上に表出している礎石及び基壇跡・築地跡・土塁跡等については、厳密な保存に努めることとする。

#### 3 地下に埋蔵されている遺構・遺物等

- ・地下に埋蔵されている遺構・遺物等に関しては、厳密な保存を図る。ただし、整備活用や学術的調査を目的として発掘調査を実施する場合には、あらかじめ調査計画を立案した上で、遺構の保存を前提とした発掘調査にとどめることとする。

### 経済・生産活動に関連する遺跡

14 世紀の荘園絵図に描かれた寺社や窟などの施設が現存し、12～14 世紀の荘園内の屋敷跡や 15～16 世紀の山城跡などが確認されているなど、中尊寺を支えた荘園の具体的様相を知る上で貴重な遺跡が分布する。これらは、次のとおり、自然地形（ -1 ）信仰関連遺跡（ -2 ）山城跡（ -3 ）森林・植栽樹木（ -4 ）地下に埋蔵されている遺構・遺物等（ -5 ）から成る。

### 1 自然地形（丘陵）

- ・丘陵地形の現状維持に努めるものとする。自然の営力による地形の小規模な変容については許容するが、自然災害による地形の崩落・落石・土砂流失などが発生した場合には、遺跡の保存の観点と人命の安全の観点を考慮し、適切な復旧等の措置を講ずるものとする。なお、崩落・落石・土砂流出などの危険が予測される箇所については、災害防止措置についても検討を行うこととする。

### 2 信仰関連遺跡（窟・社寺・祠・塚など）

- ・社殿・塚・祠などの建築物及び工作物については、現在も信仰の場としてその機能が継続しているものも存在することに十分配慮しつつ、厳密な保存に努めるものとする。特にき損又は衰亡している場合については、学術的調査の成果を踏まえ復旧（修理）を行う。
- ・自然の地形を利用した窟については、現状維持に努める。遺跡の保存の観点とともに人命の安全管理の観点にも配慮し、必要に応じて適切な崩落防止の措置について検討する。

### 3 山城跡

- ・主郭・空堀跡等の山城の地割を構成する人為的な地形については、厳密な保存に努めるものとする。

### 4 森林、植栽樹木

- ・森林については、スギ林・雑木林等の植生の性質を踏まえ、地域における景観及び森林の機能が保持されるよう維持管理を図る。また、植栽樹木については、剪定・枝払いなど適切な維持管理を行う。

### 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等

- ・地下に埋蔵されている遺構・遺物等については、厳密な保存を図る。ただし、整備活用や学術的調査を目的として発掘調査を実施する場合には、あらかじめ調査計画を立案した上で、遺構の保存を前提とした発掘調査にとどめることとする。

## 文化的景観（農耕・森林利用・居住に関する複合景観）

14 世紀の絵図に描かれた村落景観の基本構造が現在も良好に保たれ、14 世紀以来の伝統的な土地利用形態を継承する文化的景観は、次のとおり農耕地（ -1 ）、居住地（ -2 ）、丘陵部（ -3 ）、河川（ -4 ）、地下に埋蔵されている遺構・遺物等（ -5 ）から成る。

### 1 農耕地

- ・農耕地については、水田区画・畦畔・用排水路などの形態及び機能を維持しつつ利用することに努め、現状における農耕地としての景観の維持に努める。

### 2 居住地

- ・居住地については、屋敷地とその周辺の水田又は畑地が連続することによって構成される土地利用の在り方を維持するとともに、イグネ（屋敷林）、主屋及び付属屋などの建築物、生垣又は前庭によって構成される農家の屋敷構えの保存に努める。

### 3 丘陵地

- ・丘陵地については、用水路の水源となる湧水や沢筋の流れなどの維持管理に努め、スギ林・雑木林等の現況植生の性質を踏まえつつ、森林の景観及び機能が保持されるよう適切な植

生管理を行い、良好な里山としての環境を保つこととする。また、丘陵地に所在する神社の建築物又は工作物、墓域を構成する石造物については、原位置を維持するとともに、適切に修理するなどの厳密な保存管理に努める。

#### 4 河川

- ・河川については、農業用水の取水源としての水質の保全に努める。河川周辺については、地域の景観に十分配慮した適切な植生管理を行い、生態系の維持及び災害防備に努めることとする。

#### 5 地下に埋蔵されている遺構・遺物等

- ・地下に埋蔵されている遺構・遺物等については、厳密な保存を図る。ただし、整備活用や学術的調査を目的として発掘調査を実施する場合には、あらかじめ調査計画を立案した上で、遺構の保存を前提とした発掘調査にとどめることとする。

### (2) 本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

構成資産の土地（史跡等の指定地又は重要文化的景観の選定地）に含まれ、本質的価値を構成する諸要素以外の要素には、構成資産の保存にとって好ましい影響を与えるものと、そうでないものの2種類があり、ともに構成資産の本質的価値を構成する諸要素の保存管理に深く関わっている。したがって、これらの諸要素について適切な保存管理を行うこととし、特に後者については、撤去又は修景等によって影響の除去又は緩和の対策を進める必要がある。

#### 自然地形

- ・構成資産の本質的価値を構成するものではないが、それらと一体となって構成資産の土地を形成している自然の地形については、適切な手法の下に維持することとする。

#### 森林、植栽樹木及び樹林

- ・社叢林・境内林・屋敷林以外の樹木又は樹林で、構成資産の土地に存在するものについては、当該構成資産の良好な景観の形成に資するよう適切に制御するとともに、本質的価値に悪影響を及ぼすことが予想される場合には、伐採・除根をも含めて対応方法について検討する。

#### 重要文化的景観以外の構成資産に含まれる農耕地とその関連施設等

- ・農耕地が当該構成資産の保存管理に一定程度の役割を果たしている場合には、地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存に悪影響を与えない範囲において、農業に関わる土地利用の継続を認めることとする。ただし、農耕地又はため池・農業用水路などの関連施設が、構成資産の本質的価値に悪影響を与える場合には、土地の公有化等も視野に入れて対策を検討することとする。

#### 構成資産の保存管理又は公開活用を目的とした建築物及び工作物

- ・保存管理・公開活用のための各種展示・防災施設、説明板等の施設・設備で、既存のもの

については、それらが果たすべき機能の健全な状態を保つとともに、構成資産の好ましい景観の保護に資するよう、必要に応じて修景等を行うものとする。構成資産の本質的価値や構成資産の景観に悪影響を与えている場合には、撤去することも視野に入れて対応方法を検討することとする。

- ・上記の施設を新たに設置する場合には、当該施設が目的とする保存管理の機能を確実に充足し、施設の配置・規模・形状・色調が構成資産の本質的価値に悪影響を与えることのないよう適切に整備することとする。

#### 居住又は宗教活動を目的とした建築物及び工作物

- ・居住の場となっている建築物及び工作物、又は構成資産に関わって宗教行事に用いられる建築物及び工作物の保存管理に当たっては、所有者及び関係者の意思にも十分配慮することとする。
- ・新築・増築・改築に当たっては、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とし、当該構成資産の景観に調和したものとする。
- ・建築物及び工作物の新築・増築・改築に関しては、これらの行為が構成資産に与える影響を十分考慮し、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。

#### 道路とその関連施設

- ・特に指定地内を通過する幹線道路とその関連施設については、住民の陸上交通の利便性を確保する上で欠くことのできないものであるが、公益上必要な最小限のものを除き、史跡等の保存、景観の保全の観点から新設又は既存のものに拡張を認めないこととする。
- ・既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響の軽減に努める。

#### その他の人工物

- ・鉄柱、看板、広告塔などの人工物であって、資産の本質的価値に悪影響を与える可能性があるものについては設置を認めないこととする。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについては、設置を認めることとする。
- ・既存のもので、構成資産の景観にそぐわないものについては、撤去又は修景に努める。公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図ることとする。

### (3) 周辺環境を構成する諸要素

周辺地域に係る法律や関係各市町が定める条例に基づき、資産の緩衝地帯として、構成資産の周辺環境を構成する諸要素の保全に努めることとする。特に、資産の適切な保存管理又は整備活用を適切に促進するための施設の整備については、当該施設の配置・規模・意匠などにつ

いて適切に誘導することとする。また、既存の施設については、修景等によって景観に与える影響の軽減に努めることとする。

#### 自然的要素

- 1 自然地形（丘陵・河川）
  - ・周辺の丘陵、河川等の自然地形については、構成資産と一体となった景観の保全に努める。
- 2 森林（人工林・天然林）
  - ・人工林や天然林などの森林については、剪定・枝払いなどの適切な維持管理を行いつつ、森林全体の景観の保全に努める。

#### 歴史的要素

- 1 埋蔵文化財
  - ・構成資産の周辺地域の地下には、関連の遺構・遺物が良好に残されている区域があり、それらの全域は文化財保護法第 92 条に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。これに基づき、当該埋蔵文化財包蔵地において行われる家屋の新築及び土地の形質変更等の行為に伴い、地下から遺構・遺物が発見された場合には、当該埋蔵文化財包蔵地が属する市町がそれらの保護に当たることとしている。
  - ・上記した周知の埋蔵文化財包蔵地において重要な遺構・遺物が確認された場合には、それらの学術的な評価に基づき史跡への指定を考慮しつつ、関係者に対し遺跡の技術的な保存方法を求めることとする。やむを得ず建築物及び工作物の設置を行う場合には、遺構面に悪影響を与えないようにするとともに、構成資産の景観に調和するよう外観・工法等について十分な配慮を求めることとする。
- 2 社寺の境内地・伝承地・名所等（毛越地区の支院群、高館、鬘石等）
  - ・毛越寺の周辺に所在する支院跡など社寺の境内地をはじめ、文献史料に記載された多数の伝承地や名所等については、地形や地割などの保全を図るとともに、良好な景観の維持に努めることとする。

#### 人文的要素

- 1 農耕地
  - ・水田及び畑地などの農耕地については、当該構成資産の保存管理に与える有効性を評価し、それらの適切な保全に努める。
- 2 集落又は市街地を構成する建築物及び工作物
  - ・集落又は市街地を構成する建築物及び工作物については、構成資産と一体となった景観の保全に努める。
  - ・構成資産の保存管理又は公開活用を目的として、ガイダンス施設を新たに設置する場合には、構成資産を見学する際の利便性にも配慮するとともに、周辺環境の景観形成にとって好ましい意匠・規模・立地について十分検討する。
  - ・特に構成資産の保存管理に悪影響を及ぼすものについては、場合によっては撤去すること

も考慮しつつ、修景等の整備によって改善を行うこととする。

#### - 3 道路・線路とその関連施設

- ・道路とその関連施設の計画が存在する場合には、構成資産に与える影響の観点から、それらの位置・規模等に関する十分な検討を行うとともに、場合によっては建設の是非に立ち返って判断することとする。また、既存の道路・線路とその関連施設については、修景等の整備によって景観に与える影響の軽減に努めることとする。
- ・特に構成資産に接する道路については、当該構成資産の本質的価値に重大な影響を与える場合も想定し得ることから、たとえそれらが国道及び県道（主要地方道）などの幹線道路であっても、その機能に配慮しつつ、現状の地形に残存する往時の地割等を滅失させるような行為や、地下に埋蔵されている遺構・遺物に悪影響を及ぼすような行為を避けるよう、関係機関とも事前に十分な調整を行うこととする。

#### - 4 その他の人工物

- ・鉄柱・広告塔などの人工物であって、構成資産に悪影響を及ぼすものについては、撤去し又は可能な限り新規の設置を抑制することとし、やむを得ず設置する場合においても、規模・意匠・色彩・素材等の観点から外観の調和に努めることとする。
- ・河川の堤防をはじめとする防災諸施設及び橋梁等の施設の設置については、規模・意匠・色彩・素材等の観点から外観の調和に努めることとする。

### (4) 構成資産ごとの保存管理

構成資産である各史跡等の保存管理計画においては、「本質的価値を構成する諸要素」、「本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」、「周辺環境を構成する諸要素」の抽出が行われ、 に関する確実な保存とそれらの潜在的価値を顕在化させるために、及び を調和させることを基本理念とし、地域住民の日常生活や生業等との調和にも十分配慮した現状変更の取扱基準について具体的方針を明示した。

また、国宝及び重要文化財（建造物）などの歴史的建築物については、それぞれの保存管理計画において、建築物としての価値の認識とその保護について十分配慮しつつ、「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」などの項目について詳細な方針が示された。

さらに、重要文化的景観に選定された農村景観については、選定に先立って策定された文化的景観保存計画において、自然的側面、歴史的側面、社会的側面から景観単位及び景観構成要素の抽出が行われ、それらの有機的な関係にも配慮しつつ、景観を総体として継続的に維持させていく上での方針と方法が示された。

## 4 周辺環境を含めた一体的な保全

奥州藤原氏は、奥州における政治・行政上の中心的役割を果たし、北上川と奥大道の接点で水陸交通の要衝を成した平泉において、浄土思想に基づきつつ、政庁・寺院・庭園・鎮守などの諸施設を要所に配した拠点を完成させた。

平泉の町には、現在でも上記の拠点を構成する諸施設の遺跡とともに、その周辺環境を構成する自然地形などが良好に残され、資産の形成に係る基盤と過程を物語るのみならず、浄土思想を基調として完成された文化的景観としての資産の特性を示す重要な要素となっている。また、資産のみならずその周辺地域の地下においても、関連の遺構・遺物が良好に遺存している地域が存在することから、資産の周辺環境を含む平泉の全体が文献史料からも傍証される考古学的遺跡としての高い価値を示しているといつてよい。

したがって、資産の周辺に展開し、一体の文化的景観を形成する地域を資産の緩衝地帯と位置づけ、以下の方針の下に保全対策を講ずることとする。

### (1) 緩衝地帯の設定と行為規制

緩衝地帯は、資産と密接に関連する丘陵・河川・樹林などの自然的要素をはじめ、埋蔵文化財、毛越寺の支院群、歴史的な出来事に関する伝承地などの歴史的要素のほか、資産の活用に関する施設、市街地を構成する建築物又は工作物、道路・鉄道及びそれらの関連施設、その他の人工物などの人文的要素により構成される。

緩衝地帯においては、資産と一体となって良好に残る自然的要素及び歴史的要素を保全するとともに、人文的要素については資産及び緩衝地帯の特質にふさわしいものとなるよう適切に誘導することが必要である。したがって、そのために緩衝地帯の範囲を十分に確保するとともに、関係各市町が定める条例に基づき行為規制を行い、資産と一体となった緩衝地帯の景観保全対策を講ずることとする。

景観保全のための条例には、関係各市町で定める「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」、「一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例」、「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」、「白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」、「長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」の5つがある。

緩衝地帯の範囲については、資産から眺望の対象となる山の稜線や河川などの自然的な地形に基き、地籍境界・行政界などを考慮して定めた。緩衝地帯の全域は、浄土思想を基調として政治・行政上の拠点が形成する文化的景観の総体を表していると言ってよい。したがって、その適切な保全のためには、各構成資産からの距離に応じて、許可制と届出制を組み合わせた行為規制を行うことが適切である。すなわち、緩衝地帯のうち、構成資産に隣接する区域については、許可制に基づく規制の下に各種の行為規制を加え、さらにその周辺の区域で、分散して存在する構成資産を一体のものとして結合する役割を担う区域については、届出制に基づく規制の下に一定の開発行為に対して規制措置を講ずることとした。前者の場合には、現状変更等の行為が建築物や工作物の新築・改築、木竹の伐採、屋外における物の集積又は貯蔵、鉱物の採掘又は土砂の採取、のり面・擁壁・土地の造成など、景観を変更する行為について許可申請

が必要となり、後者の場合においても同様の行為について届出が必要となる。

### (2) 自然景観の保全と景観阻害要素の改善

丘陵地や河川などの自然景観に関しては、条例に基づき行為規制を定めるほか、森林法・都市計画法・河川法など、土地利用を規制する法律と一体となって保全のための規制を適切に運用する。

資産の本質的価値に悪影響を与える人工物については、できる限り設置を抑制することとし、やむを得ず設置をする場合においても、規模・色彩・素材等の観点から景観に十分配慮し、最小限の設置とするよう関係者への理解と協力を求めることとする。

既存の施設で、資産の周辺環境としての景観にそぐわないものについては、撤去・修景に努める。公益上必要な施設については、利用状況を尊重しつつ、修景を行うことにより景観に対する影響の軽減を図ることとする。

資産とその緩衝地帯において予定されている開発計画で、景観に影響を与える可能性がある判断されるものについては、あらかじめ岩手県が資産及び景観への影響を最小限にとどめるような施工方法について検討し、事前協議を行うよう各関係機関との調整を図るものとする。

### (3) 埋蔵文化財の調査と保護

資産の周辺地域には、伽羅御所跡や高館など資産の本質的な価値と密接に関連する重要な遺跡を多く含む区域がある。これらの区域については学術調査を進め、その成果に基づき保存すべき遺跡の範囲を特定し、史跡等への指定を適切に行うなど、遺跡の保存措置や風致景観の保護に取り組んでいく必要がある。

資産とその周辺地域は、浄土思想を基調とする優秀な文化的景観を形成している。当時の政治・行政上の拠点施設の中には、文化的景観の構成要素である考古学的遺跡として、地下に良好な状態で遺存しているものがある。このような考古学的遺跡を含む文化的景観の全体的な価値に関する一層の理解と、現代の住民生活への適切な活用をめざすため、当面の間は岩手県が設置した「柳之御所調査事務所」の体制・機能を強化し、平泉遺跡群全体の保護に係る指導及び調整を主導することとする。また、将来的には岩手県がその財政状況等を勘案しつつ、平泉遺跡群についての総合的な調査・研究を行う機関（平泉文化研究機関（仮称））を設置し、遺跡の保護施策を一層拡充することとする。

資産の周辺に展開する周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係各市町との連携・調整を図りつつ、中・長期的な調査・整備方針に基づき、各遺跡が保持している往時の政治・行政上の拠点施設としての機能・役割等について、より詳細な解明と適切な保護を行うことを目的として学術調査を進める。

なお、緩衝地帯の外側の地域において平泉に関連する遺跡が発見された場合には、政治・行政上の拠点施設としての機能・役割等の解明に向けて計画的な調査・研究を行い、当該遺跡の保存について対策を講ずることができるよう関係機関との連携を図ることとする。

(4) 都市計画との調整

資産とその緩衝地帯において、道路の整備や公共下水道の整備などの施設を整備する場合には、資産の保護及び緩衝地帯の保全の観点から、関係機関の間で相互に連携を図りつつ、調整を行うこととする。

現在、平泉町内の中心部及び奥州市に位置する構成資産とその周辺地域の大半は、都市計画区域に含まれており、これらの区域では、引き続き岩手県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」や関係各市町が定める「市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）」に基づく様々なまちづくりの施策を進めることとする。これらのマスタープランにおいては、「豊かな自然や貴重な歴史・文化を守り、まちづくりに活かしていく」などとする都市計画区域の将来像が明示されており、これにより道路などの都市施設の整備事業や市街地開発事業が行われる場合には、適切な距離を考慮して緑地を配置し、自然的環境の整備又は保全の視点との調和を図ることとしている。

以上のように、平泉町内の中心部及び奥州市に位置する構成資産とその緩衝地帯については、文化財保護法をはじめ関係法令が適切に適用されるとともに、岩手県及び関係各市町が定める都市計画の下に、構成資産の保存・整備と開発及び保全が一体となって機能している。

なお、資産とその緩衝地帯について、今後、都市計画区域の変更やマスタープランの見直しなどを行う場合には、国が定めた「都市計画運用指針」に基づき、地域住民の意見を聞くことはもとより、岩手県及び関係各市町の文化財・環境・景観などの各部局の担当を含む関係行政機関とも十分な連絡・調整を図ることとする。

構成資産が集中する平泉町においては、構成資産の保護のみならず、それらと一体となった周辺環境の保全を行い、地域住民の生活とも調和したまちづくりを目指すこととする。このような理念の下に、都市計画の変更及び景観保全に配慮した都市の基盤施設の整備を行うこととする。これらの事項については、以下の表に示すとおりである。

表 - 3 平泉町周辺地域における都市の基盤整備

整備項目	整備方針	整備対象	整備内容
都市計画道路	構成資産の保護及びコミュニティゾーンの形成という都市計画マスタープランへの対応	坂下線 泉屋桜川線 高館線 中学校線(仮称)	バイパス連絡機能の消失により廃止 都市計画マスタープラン及び景観重要施設との関連により廃止 遺跡保護の観点から廃止 高館線廃止に伴う代替線として新たに追加
地域地区の変更	構成資産の保護及び景観保全と地域住民の生活との両立を図るための用途地域の追加・変更並びに高度地区の新規決定	坂下地区 泉屋地区 上野台地区 商業地域 準工業地域を除く(用途地域内)	決定用途地域面積の確保のため新たに追加 景観重要施設に関連して変更及び追加 決定用途地域面積の確保のため新たに追加 景観上条例に関連して変更 景観条例に関連して高度地区の新規決定
景観重要施設	景観上重要な施設(道路、河川等)について、あらかじめ「まちづくり」の中に位置付けて整備内容の検討を行う	道の駅 毛越寺線(都市計画道路) 国道4号平泉バイパス 国道4号(衣川橋架替え) 柳之御所遺跡修景盛土 ウォーキングトレイル事業 中尊寺通り(平泉駅～中尊寺)	交通結節機能、ガイダンス機能などを持つ施設の建設 古代の地割や周囲の遺跡を考慮した整備 修景等による景観への配慮 景観に配慮したデザイン 遺跡からの眺望確保のための修景盛土 統一デザインによるサインシステム設置 歴史的経緯や周囲の遺跡を考慮した整備
河川とその周辺	景観保全と地域住民の憩いの場としての機能の両立	北上川堤防 景観回遊道路	修景等による景観への配慮 眺望景観及び主要施設との接続を確保

## 5 整備活用に関する施策

資産全体の整備活用に関する理念及び方針には、以下のとおり、資産を適切に保護するために必要とされる様々な技術に関する基本的な考え方を示した。このような理念及び方針に基づく整備活用の施策は、各構成資産が持つ潜在的価値を顕在化させ、周辺地域を含めた資産全体の一体的保護を目的とするものであり、地域住民による様々な活動及びまちづくり、文化的な観光資源の基盤となり、ひいては資産の保護に対する地域住民及び来訪者の深い理解を呼び起こすのみならず、地域の活性化にも結びつくものである。

### (1) 基本理念

資産を確実に保存管理するためには、資産と一体的にその周辺環境の保全を行うことを前提として、整備活用に関する各種の取組を推進する必要がある。そこで、資産の整備活用に関する基本理念を、以下のように掲げる。

資産とそれをとりまく緩衝地帯を一体として守り、伝え、適正に活かすことによって、地域住民の「誇り」を醸成するとともに、その価値を世界に発信する。

また、整備活用に当たっては、岩手県が策定した「行政と民間との役割分担に関する基本方針」に基づき、多様な形態の下に民間との協働による行政サービスの提供を図ることとする。

### (2) 基本方針

広域に分布する構成資産の歴史的・文化的価値については、構成資産ごとの関連性はもとより、当時の時代背景や構成資産が後の時代に及ぼした影響なども含め、資産の全体に関する総合的な理解を促すために、適切な情報提供に努め、個々の構成資産に相応しい整備活用の施策を計画的に進める必要がある。したがって、前述した基本理念を受け、以下のとおり基本方針を定める。

#### 構成資産の相互の関連性を踏まえた資産全体の整備活用

構成資産には、個別に定めた整備計画に基づき、現在、整備事業が進行しているものをはじめ、将来的な整備を展望して調査が進められているもの、今後整備計画を立案していく必要があるものなどがある。今後、岩手県及び関係各市町が整備計画を立案し、それらを実施していくに当たっては、個々の構成資産を単体として捉えるのではなく、一連の歴史的背景と構成資産相互の関連性の下に「浄土思想を基調とする文化的景観」の一部を成すとの観点を十分踏まえることとする。

#### 歴史的事実に基づく客観性の高い修理・復元

歴史的な建築物及び工作物等の修理・復元に当たっては、発掘調査等の学術調査の結果に基づき、高い精度を追求することが必要とされる。そのためには、発掘調査の成果や史資料の収

集など、構成資産に関する基礎資料を継続的に蓄積し、保存・活用上の諸課題を多角的に分析することが可能となるよう、研究成果の充実を図っていく必要がある。

これらの実現に向け、岩手県及び関係各市町は、連携して調査・研究体制を整備するほか、専門家により構成される学術委員会の開催、国内及び国外各地における研究者間のネットワーク形成の充実を図り、積極的な情報交換に努めることとする。

#### 資産の周辺環境をも視野に入れた整備活用

資産の周辺環境を一体的に保全し、良好な景観形成を誘導するため、岩手県が総合調整機関として2007年1月に設置する「平泉の文化遺産保存管理推進協議会」(以下「保存管理推進協議会」という)において、資産の周辺環境に関する整備活用の基本方針を定め、具体的な計画の策定を行う。

平泉町の中心域においては、住民生活の向上、社会基盤の整備、文化財の保存、景観の保全などと調和したまちづくりを目指し、平泉町が設置している「平泉町景観形成審議会」などの意見を聞くとともに、国(国土交通省岩手河川国道事務所など)・岩手県・関係各市町・寺社・学術委員会などとの連携を図りつつ、具体的な事業の実施に当たることとする。

また、平泉町の中心域の周辺におけるまちづくりに当たっても、各構成資産を中心として地域全体の活性化を図るとの整備方針に基づき、国(国土交通省岩手河川国道事務所など)・岩手県・関係各市町・学術委員会などとの連携を図ることとする。

各構成資産を相互に連絡する交通体系については、地域住民の利便性にも十分配慮しつつ、資産に対する悪影響が想定される道路線形については見直しを求めるなど、道路管理者と連携して長期的な視野の下に改善策の推進に取り組むこととする。また、神社仏閣への参拝者・観光客が増加する季節や催事の開催時期には、一時的な規制として警察など関係機関との連携の下に来訪者を適切に誘導するための施策や、構成資産の区域外に臨時の駐車場などを確保し、パーク・アンド・ライド方式を活用するなど交通渋滞の緩和方策についても検討することとする。

特に、平泉駅前周辺の地域や中尊寺・毛越寺門前の地域における道路・公共空間・街路空間については、平泉町や関係機関が連携して、各構成資産の保護を基本とする道路網や町並みの整備を進めることとする。

#### 適切な公開・活用施設の設置

公開・活用施設の設置に当たっては、資産に対する景観上の影響を十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信や便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定めることとする。

上記の施設が完成するまでの当面の間は、関係各市町における既存の関連施設との連携を図りつつ、既に岩手県が設置している「柳之御所調査事務所」の体制・機能を強化し、資産の全体的な価値に関する一層の理解とその適切な公開・活用を目指す主導的な施設として位置付けることとする。また、将来的には岩手県がその財政状況等を勘案しつつ、調査・研究活動を含む総合的な機関(平泉文化研究機関(仮称))を設置し、資産の保存と活用を推進することと

する。

#### 文化財の価値に関する適切な情報提供

資産に関する総合的な理解を促すために、情報提供のための企画として現在も行われている「平泉文化フォーラム」を一層拡充させることとする。

また、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、来訪者が安全かつ快適に各構成資産を散策しつつ、その価値を理解することができるよう、資産を紹介したビデオなどの作製を行い、併せて児童・生徒を対象とした学校教育や県民を対象とした生涯学習の分野においても、それらの活用施策を検討することとする。

#### 国内外からの観光客の来訪を視野に入れた計画の策定

地域住民に向けた公開活用のみならず、広く国内外からの来訪者を受け入れる文化観光資源としての活用をも想定し、遺跡の保存を前提としつつ、地域振興の観点にも配慮した観光計画の確立が必要である。

そのため、岩手県では資産の観光面における効果的な活用方法、宣伝事業の展開手法、外国人観光客の受入態勢の整備など、資産の価値に対する理解促進と普及啓発に向けた積極的な宣伝に努めるとともに、資産の保護を前提とした適切な見学経路の設定及びトイレ等の便益施設の設置など、景観や環境の保全にも十分配慮した観光推進計画を策定することとしている。

上記計画に位置付けられた具体的な事業としては、国際観光案内に関する拠点施設の設置、ボランティアガイドの資質向上のための事業などがあるほか、観光パンフレットに構成資産のみならずトイレ・喫煙場所・ごみ捨て場などを明示し、来訪者に対して清潔な環境の維持を呼びかけることや、これらのパンフレットを旅行業者やボランティアガイド等に対しても配布し、その内容について周知を図ることなどがある。

## 6 保存管理体制の整備

これまで述べてきたように、各構成資産は多様な諸要素から成り、それらの形態・規模・性質等も一様ではない。とりわけ、浄土思想を基調とする文化的景観として、資産の全体を適切に保存管理していくためには、個々の構成資産の形態・規模・性質等に応じた諸要素の保存管理を進めるとともに、緩衝地帯の諸要素を含め一体的かつ効果的・効率的に管理・運営していくことが必要である。そのためには、各構成資産の管理・運営及び公開・活用等の趣旨が的確に反映され、関係者間における意思疎通を十分に図ることができるよう、体制・組織を整備する必要がある。したがって、これらの事柄を具体化するために、以下のような指針を定める。

### (1) 関係各市町の体制整備

関係各市町は、史跡等の土地の所有者である住民又は宗教法人とも連携して、以下に記すように、それぞれ保存管理に必要な体制の整備を行うこととする。

平泉町には、整備活用を担当する世界遺産推進室と、調査及び保存管理を担当する文化財センターが設置されており、これらの2つの組織は、今後とも連携して世界遺産に関わる取組を推進する。

一関市では、文化振興課に世界遺産推進係を新設し、調査・整備を含む保存管理に関わる体制の充実を図っている。また、助役を本部長とし、関係部局長等を構成員とする世界文化遺産登録推進本部を定期的に開催し、史跡骨寺村荘園遺跡や重要文化的景観一関本寺の農村景観に関わる各種事業を庁内全体における横断的な調整の下に進めることとしている。

奥州市では、企画調整課に世界遺産登録推進室を新設し、調査・整備を含む保存管理の体制の整備を図っている。また、世界遺産推進本部を設置し、庁内全体における各種事業の横断的な調整及び関係各市町との連携を図ることとしている。

### (2) 岩手県及び文化庁による支援体制の整備

岩手県及び文化庁においては、関係各市町と緊密に情報交換を行い、国の指定文化財である構成資産の保存管理に関して、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。

また、個々の構成資産を保存管理していく上で必要とされる標識・解説板などの形態・規模の統一化、個々の構成資産を連絡する交通ネットワークの整備など、構成資産全体に係る課題の解決に当たっては、関係各市町と連携を図りつつ、岩手県が主体となって取り組むものとする。

### (3) 関係各市町・岩手県・文化庁における役割分担及び連携強化

文化庁は、世界遺産一覧表への資産の登録を推薦する日本国政府の担当・監督官庁として、国内の世界遺産の保存管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存管理状況などに関する情報の収集及び周知に努めることが必要である。

また、岩手県は、文化庁の助言を下に所有者や関係各市町とも連携を図りつつ、関係機関・団体、地域住民等の中で生ずる様々な課題に対して主導的かつ総合的に調整を行うなど、現地

における保存管理の推進的役割を果たすことが必要である。

そのため、文化庁は岩手県に対して構成資産の保存管理及び世界遺産の管理運営に関して積極的に助言することとし、これを踏まえ、岩手県は従来にも増して文化庁との情報の共有化に努めつつ連携を強化する。また、岩手県は関係各市町と連絡調整のための会議を年2～3回程度開催し、保存管理等の状況や今後の管理運営について情報交換を行うなど、さらなる連携の強化に努めることとする。

#### (4) 関係各市町・岩手県における保存管理推進母体の整備

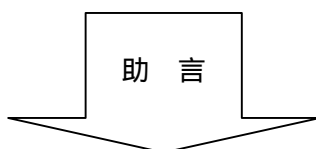
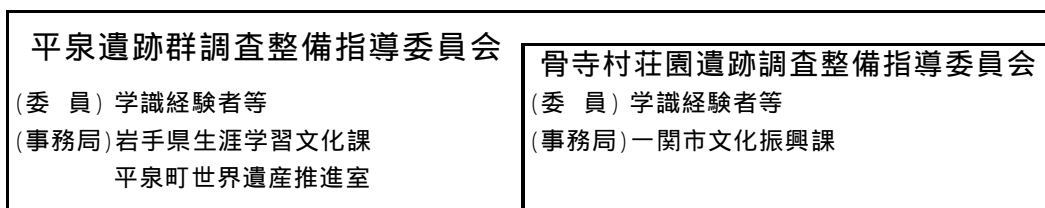
岩手県教育委員会が主体となって、岩手県の関係部局及び関係各市町等を構成員とする「平泉の文化遺産保存管理推進協議会(仮称)」を設置し、各分野の専門家から成る「平泉遺跡群調査整備指導委員会」などの助言を踏まえつつ、資産の適切な保存管理や整備活用に必要な調整を総合的に図ることとする。

また、上記の保存管理推進協議会における調整内容を関係各市町における活動に確実に反映させるため、関係各市町においては、別途、関係団体及び地域住民の代表者などから構成される機関を設置することとする。これらの設置機関の運営体制については、次ページに図示するとおりである。

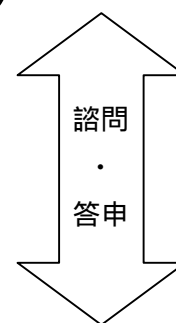
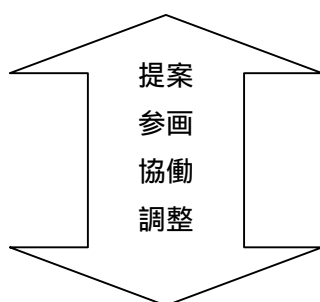
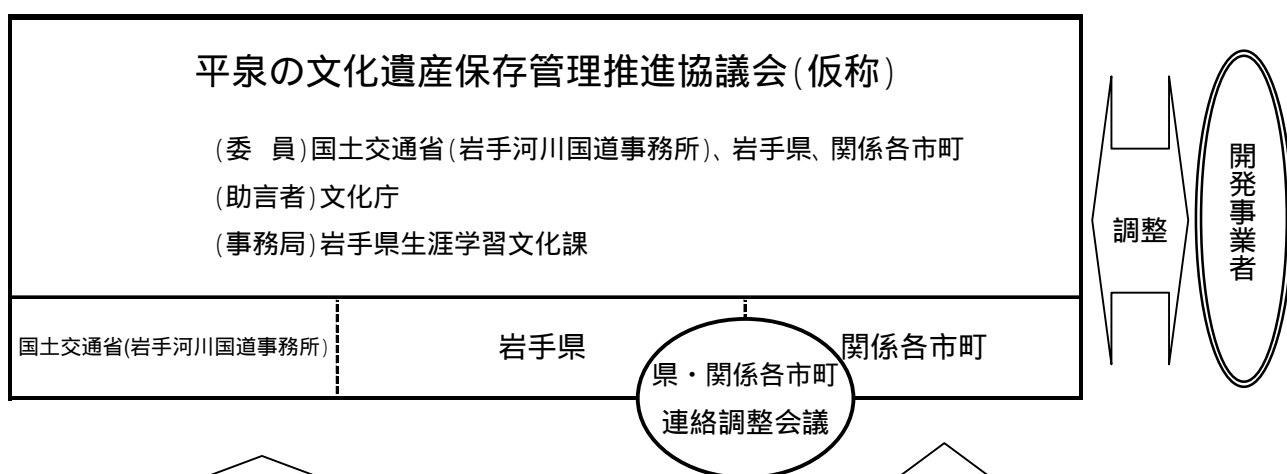
#### (5) 意識啓発のための企画の推進

資産に対する理解を深めるとともに、世界遺産として後世に適切に継承していくため、観光ガイド及び通訳ガイドなどの養成、講演会・講座の開催、パンフレットなどの印刷物の作成・配布、インターネットによる情報提供など、普及啓発事業を積極的に推進するものとする。

【助言機関】



【総合調整機関】



【企画立案・連携機関】

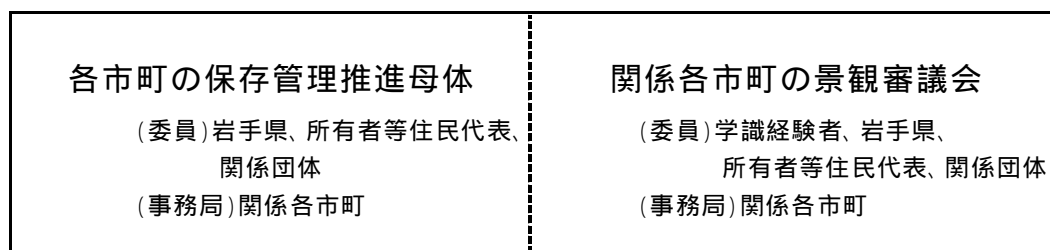


図 - 4 「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」の保存管理に係る運営体制